ID:　200

担当部署:　市民生活部 市民室 上宮川文化センター

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例　第12条
例規番号	昭和61年条例第11号

【根拠条文】

（使用制限）

第12条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは退場を命ずることができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　使用許可の条件に違反したとき。

(3)　第7条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日